

令和2年4月23日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様  
各 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 様  
各 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 管 理 者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等の臨時的な取扱い  
について（依頼）

令和2年4月18日付け「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく適切な感染防止対策の協力要請について（依頼）」（広島県健康福祉局長通知）により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接触機会の低減に徹底的に取り組み、人と人との接触を8割削減することを目標として、遊興施設、劇場等感染拡大につながる恐れのある施設については、休業への協力を要請したところですが、障害福祉サービス事業所等については、支援が必要な利用者に継続してサービスが提供できるよう、いわゆる「3密」を避けるための措置を講じた上で、休業要請の対象外としております。

このため、既に通知しております厚生労働省が示す障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運用基準等の柔軟な取扱いを参考に、適切な感染防止対策の観点から、サービスの提供方法を工夫し、非常時においても利用者の生活が維持できるよう、必要なサービスを提供するようお願いします。

（例1）通所系サービス提供時の感染防止対策の徹底

送迎時の車両内の換気や、食事提供時の配席間隔の確保 など

（例2）訪問系サービスの提供方法の変更

利用者の居宅での調理に代え事前に準備した弁当での食事提供や、入浴に代えて清拭による介助 など

（例3）訓練系・就労系サービスの実施方法の変更

就労継続支援B型の利用者が材料等を自宅に持ち帰り、自宅で作業を実施 など

（例4）相談支援系サービスの実施方法の変更

電話によるサービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング） など

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158（ダイヤルイン）

（担当者 浦上、若林、橋中）

## 【参考】厚生労働省通知集

- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）抜粋

なお、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、

- ・ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
- ・ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

- 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）抜粋

事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、必要に応じて、在宅でのサービス利用を認める等、感染拡大防止の観点から柔軟な対応を適宜検討いただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）（令和2年3月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）抜粋

### 1. 就労定着支援事業

利用者との対面による支援を月1回以上行うこととしているが、今般の新型コロナウイルスの対応に伴い、感染拡大防止の観点から対面による支援が困難と市町村が認める場合においては、指定就労定着支援事業者は利用者の同意を得た上で、電話連絡その他可能な方法によって就労定着支援の継続に努めていただく

### 2. 就労継続支援事業及び就労移行支援事業

在宅でのサービス利用について、次のとおり、具体的な取扱いをお示しするので、適宜検討いただくようお願いする。

- ① 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の5の（3）における「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」については、障害特性によらず、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所を控える場合なども市町村において柔軟に認めて差し支えないこと
- ② 留意事項通知の5の（3）において、報酬算定の要件を示しているところであるが、適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、要件の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えないこと

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る 障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡）抜粋

※令和元年台風第19号による災害に伴う障害者（児）への相談支援の実施等を参考に実施避難所等における障害者（児）等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費の支給対象となります。

（例）サービス利用計画 の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。

- 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する障害児通所支援事業の対応について（令和2年4月2日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）抜粋

1 放課後等デイサービスについて

2 児童発達支援について

○一方、事業所への通所サービスを縮小又は臨時休業する場合でも、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要である。また、家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和や、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えている。具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていたらよい、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたい。

（具体的なサービス内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート